

## 中心市街地出店支援補助金のご案内

「中心市街地」の空き店舗へ新規出店される方に、**店舗の整備費用**を補助する制度を設けています。

### 補助対象となる要件 ※以下のすべてを満たす中小企業などが対象です

- 中心市街地内に所在する**空き店舗**（道路に面している店舗の**1階部分に限る**）を改修して新規出店すること
- 申請する日の属する年度の**3月31日までに店舗等の利用を開始**すること
- **午前7時から午後7時の間において3時間以上営業し、かつ、1月あたりの営業日数が20日以上**であること
- **2年以上の継続的な事業活動を計画**していること
- その他の補助制度を活用していないこと
- 市税等の滞納がないこと

※その他、対象外となる事業があります。

※「中心市街地」の区域は、西向田町、東向田町、向田本町、神田町、若松町、西開聞町、東開聞町、鳥追町、白和町、横馬場町、平佐町の一部、平佐一丁目を指します。

※「空き店舗」とは、申請時点において継続して3か月以上使用されていない店舗等を指します。

※既に中心市街地内で実施されていた事業の移転、または閉店後1年以内の再出店は対象外。

### 補助率及び上限額

- 補助率：補助対象経費の**2分の1**（千円未満切り捨て）
- 補助上限額：**1事業者につき50万円**（1回限り）

### 補助対象経費

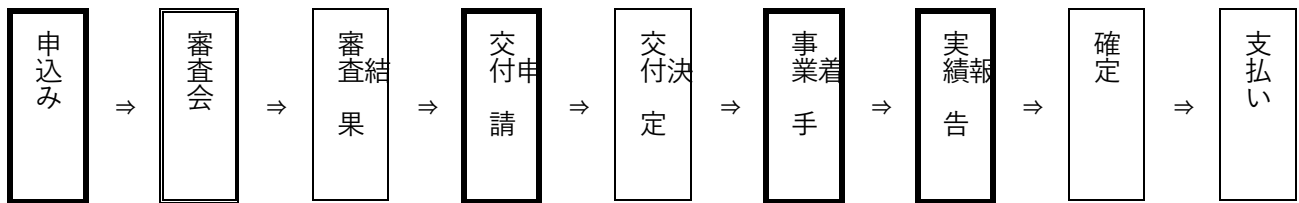
- 内外装費…建物内部の床・壁・天井・建具、外壁にかかる工事
- 空調・照明設備費…空調設備や照明設備にかかる工事
- 水回り改装費…台所・トイレ・手洗い場にかかる工事

【下記は補助の対象になりません】

什器、備品、消耗品／1階以外の部分に係る工事／住居部分など、事業用に供さない部分にかかる工事／新築・増築工事／補助対象者自身で施工する場合の資材等の購入費用



## 申請の手続き



店舗整備（事業着手）前に、申込みを行い、審査会を経て採択を受ける必要があります。  
店舗整備の開始（事業着手）後の申込みは、補助の対象になりませんのでご注意ください。

## 申込みに必要な書類 ※申込みに必要な書類は下記のすべてが必要です

1. 補助金申込書
2. 事業計画書（様式第2号）
3. 収支予算書（様式第3号）
4. 月次資金繰り計画表
5. 個人の場合：住民票の写し  
法人の場合：登記事項証明書（コピー可、6か月以内に発行されたものに限る）  
その他団体の場合：定款のコピー
6. 店舗の場所（事業の実施場所）がわかる位置図
7. 工事を行う建物の登記事項証明書（コピーでも可）
8. 賃借の場合：建物の賃貸借契約書のコピー及び工事にかかる貸主の承諾書
9. 工事にかかる見積書（明細が分かるもの）
10. 工事箇所及び内容が分かる図面
11. 施工前の店舗外観及び施工箇所の写真
12. 市税等の滞納のない証明書
13. その他必要書類

**※必ず申請要領（市HP掲載）を確認してください。**

市HP



## 問合せ先

薩摩川内市役所 経済政策課 経済グループ 電話：0996-23-5111（内線：5751,5752,5753）